

# CSRグリーン調達推進ガイドライン

第1版

2026年4月

## 当ガイドラインについて

当社は、グローバルな事業展開にあたり、法律や社会規範を遵守し、お取引先さまとの相互協力、信頼関係を築くよう努めるとともに、企業の社会的責任（CSR Corporate Social Responsibility）を果たすための取り組みを積極的に推進しています。

ご高承の通り、CSR の推進においては、事業プロセスに関わる全てのお取引先さまを含めたサプライチェーン全体での取り組みが求められており、当社ではサプライチェーンを促進する国際的な団体である RBA Responsible Business Alliance、責任あるビジネスアライアンスが策定する RBA 行動規範に準拠した「CSR グリーン調達推進ガイドライン」（以下、「当ガイドライン」といいます）を策定・公表し、ガイドラインに基づき、CSR 調達調査・監査等の取り組みを通じて、お取引先さまの CSR 取り組み状況等を確認・評価させていただきます。

お取引先さまにおかれましては、改めて当ガイドラインに記載の各分野・基準の考え方へのご理解・ご賛同をお願いいたしますとともに、自社における CSR 取り組みの一層の促進と当社のサプライチェーン CSR 推進への継続的なご支援・ご協力をお願いいたします。

※RBA/RBA 行動規範の概要につきましては、RBA のウェブサイトも併せてご参照ください。

<http://www.responsiblebusiness.org/>

当ガイドラインは、以下の 6 項目で構成されます。

1.労働 2.安全衛生 3.環境 4.倫理 5.マネジメントシステム 6. 評価・判定ガイドライン

## 1. 労働

当ガイドラインに記載の各基準に則って部材を提供いただくお取引先さま（以下、サプライヤー）は、労働者の人権を尊重し、尊厳をもって彼らに接することを約束します。

これは、直接的・間接的なサプライヤー、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

労働基準は以下のとおりです。

### 1) 強制労働の禁止

拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷（人身売買を含む）がこれに限定されないあらゆる形態の強制的な労働は認められていません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動、または受け入れることも含まれます。会社が提供した施設（該当する場合、労働者の寮や住居）への出入りに不合理な制約を与えたり、施設内における労働者の移動の自由に不合理な制約を課したりしてはなりません。雇用プロセスの一環として、すべての労働者には、母国語または労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供しなければなりません。

外国人移民労働者は、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取らなければならないが、受入国に到着後、現地の法律を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇用契約書の差し替えまたは変更は認められないものとします。すべての労働は自発的なものでなくてはなりません。また、労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければなりません。サプライヤーは、退職するすべての労働者に関する書類を保持しなければなりません。雇用者、人材斡旋会社、およびその委託先は、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証など、身分証明書または出入国管理書類を保持したり、または破棄、隠匿、没収したりしてはなりません。

上記にかかわらず、雇用者が文書を保持できるのは、現地法令を遵守するために必要な場合に限られます。そのような場合、労働者は、これらの文書へのアクセスを拒否されることはないものとします。労働者は、雇用者の人材斡旋会社またはその委託先に就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、その手数料は当該労働者に返金されるものとします。

### 2) 若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。18歳未満の労働者（若年労働者）を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。サプライヤーは、適用法令に従い、学生労働者に関する記録の適切な保持、提携する教育機関への厳格なデューデリジエンス、および学生労働者の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保しなければなりません。サプライヤーは、労働者の

年齢を確認する適切な仕組みを整備しなければなりません。合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法令が遵守されている限り支持されます。サプライヤーは、すべての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供しなければなりません。現地法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の労働を行っている他の新人労働者と少なくとも同じものでなくてはなりません。児童労働が判明した場合、支援／救済措置を講じるものとします。

### 3) 労働時間

労働時間は、現地法令で定められている上限を超えてはなりません。また、1週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週 60 時間を超えてはなりません。すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。労働者には 7 日間に 1 日以上以上の休日を与えてはなりません。

### 4) 賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法令を遵守していなければなりません。すべての労働者は、同一労働・同一資格に対して同一賃金を受け取るものとします。労働者は時間外労働に関して、通常の時給より高い賃率で支払いを受けなければなりません。懲戒・懲罰処分としての賃金からの控除は認められません。各給与計算期間について、実施した労働に対する正確な報酬を確認するのに十分な情報が記載された適時かつ理解しやすい賃金明細書を労働者に提供しなければなりません。臨時、派遣、および外部委託の労働者の使用はすべて現地法令の制限内とします。

### 5) 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇

サプライヤーは、ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりにコミットしなければなりません。労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱いは一切行ってはならず、また、そのような扱いを受ける恐れがあってはなりません。会社は、賃金、昇進、報酬、および教育訓練の機会などの採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行ってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順を明確に定め、労働者に伝えなければなりません。労働者には、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜が図られなければなりません。さらに、労働者または採用の可能性のある労働者に、差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。これは、ILO 差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）を考慮して草案したものです。

## 6) 結社の自由および団体交渉

労使間のオープンなコミュニケーションと直接的な関わりは、職場環境と待遇の問題を解決する最も効果的な方法です。労働者およびその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとし、これらの原則に沿って、サプライヤーは、労働者が自ら選択した労働組合を結成し、これに参加し、団体交渉を行い、また平和的な集会に参加するという、すべての労働者の権利を尊重し、さらに、これらの活動を差し控える権利も尊重しなければなりません。結社の自由および団体交渉の権利が適用法令により制限されている場合、労働者は、これらに代わる適法な労働者代表を選出し、これに参加することを認められるものとし、

## 7) 多様性／公平性／包摂性

サプライヤーは、多様な労働者を尊重し、受け入れなければなりません。性別、宗教、人種、国籍、政治的見解などの違いを受け入れることで、視野と見識を広げることができます。組織内のすべての労働者は、公平な待遇、機会、昇進の可能性、および個々の成長と発展の機会を享受できなければなりません。サプライヤーは、各労働者の多様性を真に受け入れ尊重する包摂的な職場を築き、共生を実現することで、多様な視点を融合させ、会社に対する実質的な貢献へと繋げなければなりません。

## 8) バリアフリー

サプライヤーは、アクセシビリティ文化に根ざした職場環境の構築に努め、障がい者（メンタルも含む）、社会的弱者、または少数派にとって友好的で包摂的な仕事環境を整備し、適材適所の採用を行わなければなりません。サプライヤーは、障がいのあるすべての労働者が雇用に平等かつ公平に参画する権利を享受できるよう、アクセシビリティ機能と文化を備えた企業組織を構築するものとし、

## **2. 安全衛生**

サプライヤーは、業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識します。サプライヤーは、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育が今後も不可欠であることも認識しています。

安全衛生基準は以下のとおりです。

### **1) 労働安全衛生**

労働者が安全衛生上の危険（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険など）に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減しなければなりません。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で正しく維持管理された個人保護具および教材を提供しなければなりません。また、ジェンダーに対応した対策を講じなければなりません。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子どもに危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うことなどです。

### **2) 緊急時への備え**

潜在的な緊急事態および事象を特定・評価し、その影響を、緊急事態発生時の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急対策および対応手順を実施することにより、最小限に抑えなければなりません。防災訓練は、少なくとも年に1度、または現地法で義務付けられるとおり、いずれかより厳しい頻度で実施しなければなりません。緊急対策には、適切な火災報知器および消火設備、分かりやすく障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれなければなりません。それらの対策および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小限に抑えることに重点を置くものとします。

### **3) 労働災害および疾病**

労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備しなければなりません。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類と記録、必要な治療の提供、事例の調査、原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定が含まれます。サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく、差し迫った危険から離れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可しなければなりません。

### **4) 産業衛生**

労働者の化学的、生物学的、物理的因子への曝露を、ヒエラルキーコントロールに基づいて特定・評価・管理しなければなりません。危険を適切に管理することができない場合、労働者には、適切で正しく維持管理された個人保護具を無料で提供するものとし、労働者はこれを使用しなければなりません。サプライヤーは、労働者に安全で衛生的な作業環境を提供し、労働者の健康と作業環境の継続的かつ体系的なモニタリングを通じて、これを維持しなければなりません。サプライヤーは、職業曝露によって労

働者の健康が害されているかどうかを定期的に評価するために、労働衛生モニタリングを実施しなければなりません。労働衛生保護プログラムは、継続的であり、職場における危険な状況に晒されるリスクに関する教材を含むものとします。

#### **5) 身体に負荷のかかる作業**

手作業による材料の取り扱い、重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への曝露を、特定・評価・管理しなければなりません。

#### **6) 機械の安全対策**

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

#### **7) 衛生設備、食事、および住居**

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食材の調理・保存・食事のための施設を提供されるものとします。サプライヤーまたは人材斡旋会社が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、適切な空調換気、個人の所有物および貴重品を保管するための個別セキュリティ付き収納設備、および合理的に入入りができる適度な広さの個人スペースを備えていなければなりません。

#### **8) 安全衛生に関する連絡**

サプライヤーは、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が晒されることになるあらゆる特定済みの職場の危険（機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険を含むがこれに限定されない）について、適切な職場の安全衛生に関する情報とトレーニングを労働者に提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認・アクセスできる場所に表示しなければなりません。健康に関する情報およびトレーニングには、該当する場合、性別や年齢など、関連する特性に特有のリスクに関する内容が含まれるものとします。トレーニングは、すべての労働者に対し、実務の開始前に、それ以降は定期的に提供しなければなりません。労働者は、報復を受けることなく安全衛生に関する懸念を提起することが奨励されます。

### **3. 環境**

すべての事業部門において、サプライヤーは、環境に対する責任が世界水準の製品の製造に不可欠であることを認識します。サプライヤーは、公衆の安全衛生を守りながら、環境への影響を特定するとともに、地域社会、環境、および天然資源への弊害を最小限に抑えなければなりません。

環境基準は以下のとおりです。

#### **1) 環境許可と報告**

必要とされるすべての環境許可証（例：排出のモニタリング）、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態で保持し、その運用および報告に関する要件を遵守しなければなりません。

#### **2) 汚染防止と省資源**

汚染物質の排出・放出ならびに廃棄物の発生は、発生源において、または汚染防止装置の追加、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、その他手段などの実践により、最小限に抑えるか除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源に関しては、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践することで、その使用を抑えるものとします。

#### **3) 有害物質**

人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定・ラベリングを行い、安全な取り扱い、輸送、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理しなければなりません。有害廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

#### **4) 固形廃棄物**

サプライヤーは、固形廃棄物（有害物以外）の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施しなければなりません。廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

#### **5) 大気への排出**

稼働により発生する揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副産物は、大気に排出する前に、必要な特性評価、定期的な監視、制御、および処理を受けなければなりません。オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されるものとします。サプライヤーは、大気排出管理システムのパフォーマンスを定期的に監視しなければなりません。

## 6) 資材の制限

サプライヤーは、製品および製造（リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含む）における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

## 7) 水の管理

サプライヤーは、水源、水の使用・排出を文書化し、特性評価し、監視するほか、節水の機会を模索し、汚染経路を制御する水の管理を実施しなければなりません。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性評価、監視、制御、処理を実施しなければなりません。サプライヤーは、廃水処理システムと抑制システムのパフォーマンスを定期的に監視し、最適なパフォーマンスと規制の遵守を確保しなければなりません。

## 8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

サプライヤーは、全社規模の温室効果ガス総量削減目標を設定し、報告しなければなりません。エネルギー消費ならびにすべてのスコープ 1、2 およびスコープ 3 の重要なカテゴリである温室効果ガス排出量を追跡し、文書化し、公表しなければなりません。サプライヤーは、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小限に抑える方法を追求しなければなりません。

※環境関連の評価項目のうち、「化学物質管理」および「生物多様性保全」に関するものにつきましては、「6. 評価・判定ガイドライン」をご参照ください。

## **4. 倫理**

社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、サプライヤーおよびその委託先は、以下を含む最高水準の倫理を維持しなければなりません。

### **1) ビジネスインテグリティ**

すべてのビジネス上のやりとりにおいて、最高水準のインテグリティを維持しなければなりません。

サプライヤーは、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を保持しなければなりません。

### **2) 不適切な利益の排除**

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を約束、申し出、許可、提供、または受領してはなりません。これら禁止事項には、取引を獲得または維持する、取引を発注する、あるいはその他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または受領することが含まれます。腐敗防止法令の遵守を確保するために、モニタリング、記録管理、および実施手順を整備するものとします。

### **3) 情報の開示**

すべての商取引は、透明性をもって実施され、サプライヤーの会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。サプライヤーの労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。サプライチェーンにおける記録の改ざん、もしくは状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

### **4) 知的財産**

知的財産権を尊重しなければなりません。技術やノウハウの移転は知的財産権を守る形で実施し、また顧客およびサプライヤーの情報を保護しなければなりません。

### **5) 公平なビジネス、広告、および競争**

公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持しなければなりません。

### **6) 身元の保護と報復の排除**

法律で禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者※の機密性、匿名性、保護を確保するプログラムを維持しなければなりません。サプライヤーは、自社の従業員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持する必要があります。

※ 内部告発者の定義：会社の従業員もしくは役員、または公務員もしくは公的機関による不適切な行動に関する開示を行う者。

## 7) 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトの原産地と調達経路について、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデューデリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューデリジェンスを実施しなければなりません。

## 8) プライバシー

サプライヤーは、取引先、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者すべての個人情報に関してそれらを保護するための合理的な措置を確保しなければなりません。サプライヤーは、個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守しなければなりません。

## 9) 製作委託の禁止等

1. サプライヤーは、書面による当社の事前承諾を得た場合を除き、目的物の意匠・技術資料・図面・設計・仕様等を自己または第三者のために利用してはなりません。
2. サプライヤーは、目的物製作の全部または一部を、書面による当社事前の承諾を得ず第三者に委託してはなりません。当社が第三者への委託を承諾した場合といえども（以下、当社が委託を承諾した第三者を「委託先」という）、サプライヤーは本契約および個別契約に基づくサプライヤーの義務を免れません。

この場合、サプライヤーは、本契約に基づく当社に対する義務を適切に履行するため、取引基本契約書 第9条、第21条から第23条で定める義務を委託先に遵守させるものとします。

3. サプライヤーは、本契約に基づく当社に対する義務を適切に履行するため、目的物の構成部材の購入先に対し、取引基本契約書 第9条、第21条から第23条で定める義務を遵守するよう求めるものとします。

上記1項、2項、3項に違反が見つかった時は、当社との取引関係は直ちに停止します。

## 10) 輸出入に関する法令の遵守

サプライヤーは、本契約および個別契約の履行に際し、輸出入に係る法令を遵守しなければなりません。

法令遵守の為、教育訓練を定期的に再委託先にも実施することとします。

## **5. マネジメントシステム**

サプライヤーは、当ガイドラインの内容に関連する範囲でマネジメントシステムを導入、または構築しなければなりません。マネジメントシステムは、以下を確保するために設計されるものとします：（a）サプライヤーの業務および製品に関連する適用法令、規制、および顧客要求事項の遵守、（b）当ガイドラインへの適合、および（c）当ガイドラインに関連した運用リスクの特定と軽減、また、継続的改善を促進するものであることも必要です。

マネジメントシステムには、以下の要素が含まれていなければなりません。

### **1) 企業のコミットメント**

サプライヤーは、経営層によって承認された、デューディリジェンスと継続的な改善に対するサプライヤーのコミットメントを確約する人権、安全衛生、環境と倫理に関する方針声明を策定しなければなりません。方針声明は公開し、労働者が理解できる言語で、利用可能な手段で伝達しなければなりません。

### **2) 経営者の説明責任と責任**

サプライヤーは、マネジメントシステムと関連プログラムの確実な実施に責任を持つ上級管理職および会社の責任者を明確に特定しなければなりません。上級管理職は、定期的にマネジメントシステムの状況をレビューします。

### **3) 法的要件および顧客の要件**

サプライヤーは、当ガイドラインの要件を含め、適用される法令要件および顧客要求事項を特定・監視・認識するプロセスを導入または確立しなければなりません。

### **4) リスク評価とリスク管理**

サプライヤーは、サプライヤーの業務に関連する法令遵守、環境安全衛生※、および労働慣行および倫理リスク（人権と環境に深刻な影響を与えるリスクを含む）を特定するプロセスを導入または確立しなければなりません。サプライヤーは、特定されたリスクを管理し、規制の遵守を確保するために、各リスクの相対的な重要性を判断し、適切な手順による管理および物理的制御を実施しなければなりません。

※ 環境安全衛生のためのリスク評価に含まれるべきエリアは、生産現場、倉庫および保管施設、工場／施設支援機器、研究所および試験エリア、公衆衛生施設（トイレ）、キッチン／カフェテリア、および労働者の住宅／寮です。

### **5) 改善目標**

サプライヤーは、サプライヤーの社会・環境・安全衛生面のパフォーマンスを改善するための明文化されたパフォーマンス目的、目標、および実施計画（サプライヤーが目標を達成するため、パフォーマンスを定期的に評価することを含む）を策定しなければなりません。

## 6) トレーニング

サプライヤーは、サプライヤーの方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法令要件を満たすために、管理者および労働者を教育するプログラムを確立しなければなりません。

## 7) コミュニケーション

サプライヤーは、サプライヤーの方針、取組、期待事項、パフォーマンスに関する明確で正確な情報を労働者、サプライヤー、および顧客に伝達するためのプロセスを確立しなければなりません。

## 8) 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス

サプライヤーは、労働者、その代表者、および関連するまたは必要なその他のステークホルダーとの継続的な双方向コミュニケーションのためのプロセスを確立しなければなりません。このプロセスは、当ガイドラインで定める業務慣行と条件についてフィードバックを得て、継続的改善を促進することを目的としたものでなければなりません。労働者は、報復や仕返しを恐れることなく、苦情およびフィードバックを提供できる安全な環境を与えられる必要があります。

## 9) 監査および評価

サプライヤーは、法令要件、当ガイドラインの内容、および社会的・環境的責任に関連する顧客の契約上の要件への適合を確保するため、定期的な自己評価を実施しなければなりません。

## 10) 是正措置プロセス

サプライヤーは、社内外の評価、点検、調査、および審査によって特定された不適合をタイムリーに是正するためのプロセスを確立しなければなりません。

## 11) 文書化と記録

サプライヤーは、規制の遵守、内部要件への適合、ならびにプライバシー保護のための適切な機密性を確保するための文書および記録を作成し、保持しなければなりません。

## 12) サプライヤーの責任

サプライヤーは、当ガイドラインの要件をサブサプライヤーに伝達し、サブサプライヤーによる当ガイドラインの遵守を監視するためのプロセスを確立しなければなりません。

## 6. 評価・判定ガイドライン

### 1 環境管理評価

本項における調査内容については、以下の設問を参照頂き、  
これらの設問に伴う要求を満たす形で、適切な環境管理を行ってください。

#### 1) 評価項目

##### ①化学物質管理

NO.	設問	解説
1	【納入品区分】 FFT の製品に組み込まれる部品・部材、FFT がお客様へ納入する完成品、又は FFT 製品を梱包する包装材を納入している。	サプライヤーが、以下 1)~4)を FFT に納入しているかを確認いたします。 1) 直接材：FFT 製品へ組み込まれる部品及び原材料 2) 完成品：FFT が購入し、お客様へ納入する完成品 3) 半完成品：FFT 製品へ組み込まれる半完成品 4) 包装材：FFT 製品を梱包する包装材 以下に該当する場合は「していない」を選択してください。 5) 間接材：製造工程で使用される薬品・ガス等の補助材料 6) その他：設備及びその消耗部材等 ※ 「していない」を選択した場合は、以降の No.2~14 の設問に「非該当」とお答えください。
2	【含有化学物質報告書の提出】 FFT に納入する新規採用部品について「含有化学物質報告書」を提出している。	「含有化学物質報告書」とは FFT 指定の「使用禁止物質（※1）」についてその含有の有無を調査するものです。採用部品の納入仕様書又は図面のコピーに添付してご提出願います。 「含有化学物質報告書」ご提出の対象は FFT が新規に採用するすべての部品・材料です。（部品・材料を納入いただく際の包装材は対象外です。ただし、サービス用として弊社から出荷される部品の包装材は対象です）。 (※1) <a href="https://www.fft-foxconn.com/quality/">https://www.fft-foxconn.com/quality/</a> FFT「含有化学物質報告書」Ver.1.0 (Excel) 」
3	【含有量調査への回答】 FFT に納入する部品について「部品・材料含有化学物質調査」の依頼に対し、回答データの提出を行っている。	「部品・材料含有化学物質調査」の依頼があった場合は、必ず回答・提出をお願いします。 当調査の対象は、FFT が新規に採用する全ての部品・材料です。 詳細は「部品・材料含有化学物質管理マニュアル（※2）」をご参照ください。 (※2) <a href="https://www.fft-foxconn.com/quality/">https://www.fft-foxconn.com/quality/</a> FFT「部品・材料含有化学物質管理マニュアル【お取引先様用】Ver.1.0.pdf」

NO.	設問	解説
4	<p>【エビデンスの提出と保管】</p> <p>FFT からの要求に応じて RoHS 指令対象物質非含有のエビデンス（「分析データ」など）を提出している。及びエビデンスの原本を保管管理している。</p>	<p>RoHS 指令対象物質非含有のエビデンスとして「分析データ」の添付を基本とします。「分析データ」には、各部品について、測定部位、RoHS 対象物質の実測定データ、および測定機関名の記載が必要です。</p> <p>また、「分析データ」以外でも FFT 基準値への適合が確認できる客観的資料であればエビデンスとして認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者分析機関による分析報告書。</li> <li>・金属材料の場合、JIS 等 RoHS に適合する公的規格に適合していればエビデンスとします。</li> <li>・複数の均質材料からなる部材・組品等の場合、FFT が認めた場合は、均質材料毎の「分析データ」を一覧にまとめた資料で代用可能です。ただし、元の「分析データ」は FFT の要求に応じて提出できるように管理してください。</li> <li>・同一構成材料で作られたことが明確な部材は、部品コードが異なっていたとしてもメーカー毎の代表部品の「分析データ」で代用可能です。</li> <li>・「分析データ」は試験日から 1 年未満のものを提出してください。</li> <li>・「分析データ」の保管は、定期的に 1 年以内の最新版を保管してください。</li> </ul>
5	<p>【ハイリスク部材】</p> <p>FFT の指定するハイリスク部材を納入している。</p>	<p>サプライヤーが、以下のハイリスク部材を FFT に納入しているかを確認いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)着色樹脂・インク・ラベル（赤・オレンジ・黄・ピンク・緑）</li> <li>2)塩化ビニル樹脂</li> <li>3)ハンダ付された部品（実装基板、コネクタ端子、リード端子等）</li> <li>4)金属シール用ガラス</li> <li>5)電子部品の端子を除くクロメート処理又は無電解ニッケルメッキ部品(鋼板、ネジ、ビス、ナット、ワッシャー等)</li> <li>6)難燃性プラスチック</li> <li>7)樹脂・ゴム使用材（ケーブル、ゴム、接着剤、粘着剤、熱収縮チューブ、ラベル、エンブレム、銀ペーストなど）</li> <li>8)上記 1)～7)を含む完成品、半完成品、又は部品</li> </ol>
6	<p>【社内分析・検証体制の構築】</p> <p>蛍光 X 線分析装置（XRF）及び／又はその他必要な分析装置を導入し、社内検証体制が存在する。</p>	<p>FFT では、サプライヤーがハイリスク部材を FFT に納入される場合、サプライヤー自身が社内に検証体制を構築することを推奨しております。</p> <p>具体的には、蛍光 X 線分析装置(XRF)及び／又はその他必要な分析装置〔例：紫外可視分光光度計(UV-Vis)〕を導入し、分析できる人員を育成する等、社内で RoHS 指令に適合しているかどうか</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>

NO.	設問	解説
		<p>が検証できる体制の構築を推奨しています。</p> <p>【非該当】ハイリスク部材を納入されていない場合のみ、「非該当」とお答えください。</p>
7	<p>【管理基準の策定・運用】</p> <p>部品・材料の受入、置場において、誤使用、混入汚染防止の管理基準を定め、適切に運用している。</p>	<p>部品・材料の受入、置場（副資材、包装材料含む）において、法規制及び FFT の指定する「使用禁止物質」の誤使用・混入・混在・汚染防止の管理基準を定め、適切な運用を行ってください。</p> <p>特に樹脂・ゴムへのフタレートの接触移行防止のための管理基準の作成と適切な運用を行ってください。</p> <p>【非該当】 誤使用、混入汚染の恐れがないことを確認している場合のみ、「非該当」とお答えください。</p>
8	<p>【製造工程における管理基準の策定・運用】</p> <p>製造工程において、誤使用、混入汚染防止の管理基準を定め、適切に運用している。</p>	<p>以下の製造工程において、法規制及び FFT の指定する「使用禁止物質」の誤使用・混入・混在・汚染防止の管理基準を定め、適切な運用を行ってください。</p> <p>特に樹脂・ゴムへのフタレートの接触移行防止のための管理基準の策定と適切な運用を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライン工程（その周辺を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>法規制、顧客要求が異なる製品では、ラインを分けてください。</li> <li>ラインを分けられない場合は、混流工程での禁止化学物質汚染を防止する手段を明確にし、実施してください。</li> <li>また、法律、規制、顧客要求毎に製品の識別を行ってください。</li> </ul> </li> <li>・仕掛品置場（長期仕掛り品置場含む）</li> <li>・手直し工程 <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、はんだ付けを補正するための通常ラインではない工程において、はんだ、はんだごて、たわし、スポンジ等による混入防止の実施。</li> </ul> </li> <li>・生産設備及び治工具（部品、材料に付着（接触）する場合）</li> </ul> <p>【非該当】 誤使用、混入汚染の恐れがないことを確認している場合のみ、「非該当」とお答えください。</p>
9	<p>【出荷用倉庫における管理基準の策定・運用】</p> <p>出荷用倉庫における製品置場において、誤使用、混入汚染防止の管理基準を定め、適切に運用している。</p>	<p>出荷用倉庫における製品置場において、法規制及び FFT の指定する「使用禁止物質」の誤使用・混入・混在・汚染防止の管理基準を定め、適切な運用を行ってください。</p> <p>【非該当】 誤使用、混入汚染の恐れがないことを確認している場合は、「非該当」とお答えください。</p>

NO.	設問	解説
10	<p>【生産委託先の管理】</p> <p>生産委託先に対して、No.7～9 の工程管理を要求している。</p>	<p>生産委託先に対して、「使用禁止物質」が、(No.7) 部品・材料の受入、置場、(No.8) 製造工程、(No.9) 出荷用倉庫における製品置場にて混入・汚染を防止する工程管理を実施するように要求してください。</p> <p>【非該当】 当社納入品が部品・材料、完成品、半完成品でない場合のみ、「非該当」とお答えください。</p>
11	<p>【含有情報の入手】</p> <p>FFT に納入する部品・材料に使用する購入品（材料、部品、製品）に対して、FFT 指定の「使用禁止物質」の含有情報を入手することが定められている。</p> <p>なお、購入品には試作に使う材料や製品に残存する副資材（テープ、インク、グリス等）も含む。</p>	<p>自社製品に含有する化学物質が、FFT 指定の「使用禁止物質」に対応しているかどうか判断するため、サプライヤーの取引先からの購入部材（材料、部品、ユニット、装置など）について、含有する化学物質情報を入手する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏れの無い情報入手を行うため、購入部材に関して含有する化学物質情報を入手するルール※を定めてください。</li> <li>・試作に使う材料や製品に残存する副資材（テープ、インク、グリス等）も対象に含めてください。</li> </ul> <p>【非該当】 FFT が支給した部品・材料による組立、及び材料の加工等のみ委託している場合、「非該当」とお答えください。</p>
12	<p>【含有情報の確認と管理】</p> <p>サプライヤーが入手した FFT 指定の「使用禁止物質」の含有情報が、管理基準に適合しているかを確認している。及び確認した書類を保管管理している。</p>	<p>サプライヤーが入手した FFT 指定の「使用禁止物質」の情報が、サプライヤーの基準や FFT 基準値を満足しているか確認する必要があります。漏れなくチェックされるよう運用のルール※化をするとともに、要求を満足しない場合の対応も明確にしてください。</p> <p>サプライヤーが入手された含有情報とその確認結果は FFT の求めに応じて提出できるように管理してください。</p> <p>【非該当】 FFT が支給した部品・材料による組立、及び材料の加工等のみを委託している場合、「非該当」とお答えください。</p>
13	<p>【各種変更時の適合確認】</p> <p>サプライヤーやその取引先および、生産委託先において設計変更、材料変更、工程変更、購入先変更があった場合、FFT 指定の「使用禁止物質」が含まれていないことを、エビデンス（「分析データ」など）及び含有成分表などで確認している。</p>	<p>設計変更または材料変更等が発生した場合、FFT 指定の「使用禁止物質」非対応の材料・部品に切り替わる可能性があります。</p> <p>設計変更または材料変更等が発生する場合は、FFT に事前に「含有化学物質報告書」とエビデンス（「分析データ」など）を再提出し承認をとった上で変更してください。</p> <p>【非該当】 FFT が支給した部品・材料による組立、及び材料の加工等のみを委託している場合、「非該当」とお答えください。</p>

NO.	設問	解説
14	【不適合発生時の対応ルール】 万一、FFT 指定の「使用禁止物質」の不適合等の異常が発生したときの対応ルールを定めている。	サプライヤーが入手した化学物質情報、又は自社分析の結果等でサプライヤーの基準や FFT 基準値を満足していないことが判明した場合を想定した、出荷停止の手続きや緊急連絡ルート（FFT を含む）を含む対応ルール※を定め、運用してください。 【非該当】 FFT が支給した部品・材料による組立、及び材料の加工等のみを委託している場合、「非該当」とお答えください。

製品含有化学物質管理の運用ルール策定にあたっては、FFT「部品・材料含有化学物質管理マニュアル【お取引先様用】Ver.1.0.pdf」（※3）をご参照ください。

（※3） <https://www.fft-foxconn.com/quality/>よりご参照ください。

## ②生物多様性保全

NO.	設問	解説
15	事業活動を行うにあたり、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた方針を策定している。	方針策定にあたっては、次の事項を考慮してください。 直接的もしくは間接的に生物多様性に配慮した事業活動を行うことで、生物多様性に及ぼす影響を低減し、持続可能な利用を図ること。生物多様性保全に関わる方針の例としては、各国政府が策定したガイドラインなどを参考にして策定ください。 生物多様性とは、地球上にさまざまな生態系、数多くの生物種、多様な遺伝子が存在することを意味します。
16	生物多様性に関わる方針の下、具体的な取り組みを推進している。	推進にあたっては、経営層を責任者とした推進体制を確立し、具体的な取り組み内容を明確にしてください。 具体的な取り組み例としては、 ・経営層を責任者とし、主管推進部門を定めた会社全体で取り組む。 ・自社の事業活動が生物多様性に与える影響（CO2 や廃棄物の排出量など、環境負荷）の把握と影響の軽減に向けた施策推進。 他、各国政府機関が策定したガイドライン等を参考に策定下さい。

## 参考資料

当ガイドラインの策定にあたっては以下の資料を参照しており、これらの資料から役立つ追加情報を得られる可能性があります。以下の資料は各サプライヤーが支持している場合と、していない場合があります。

基準および条約：

- [ILO 基本条約](#)
  - ・1948年結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）
  - ・1949年団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号）
  - ・1930年強制労働に関する条約（第29号）
  - ・1957年強制労働の廃止に関する条約（第105号）
  - ・1973年就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）
  - ・1999年最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）
  - ・1999年同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第100号）
  - ・1958年雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第111号）
  - ・1981年職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）、ならびに
  - ・2006年職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第187号）
- [OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス](#)
- [OECD 多国籍企業行動指針](#)
- [国連のビジネスと人権に関する指導原則](#)
- [世界人権宣言](#)
- [国連腐敗防止条約](#)
- [国連児童の権利に関する条約](#)
- [国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約](#)
- [国連グローバル・コンパクト](#)

その他の役立つ参考資料：

- [ドッド・フランク法（ウォール街改革・消費者保護法）](#)
- [EU 環境管理・環境監査スキーム](#)
- [エシカル・トレーディング・イニシアチブ](#)
- ILO 安全衛生における行動規範
- ISO 14001 および関連規格- 環境マネジメント
- ISO 45001:2018 - 労働安全衛生マネジメントシステム
- [全米防火協会](#)
- [ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル（SAI）](#)
  - ・[SA 8000](#)
- [米国連邦調達規則](#)